1010874HL8101

DAIKEN

お客さま用

〈エアスマート〉
フード一体形ファンS01（シルバー）
形名
SB0455-10
取扱説明書

- ご使用の前にこの取扱説明書をよくお読みになり、正しく安全にお使いください。
- お読みになった後は、お使いになる方がいつでも見られるところに保管してください。
- この製品は日本国内用ですので日本国外では使用できず、またアフターサービスもできません。
  This appliance is designed for use in Japan only and can not be used in any other country.
  No servicing is available outside of Japan.

安全のために必ず守ること

●誤った取扱いをしたときに生じる危険とその程度を次の表示で区分して説明しています。

⚠警告	誤った取扱いをしたときに死亡や重傷などに結びつく可能性があるもの

禁止	●ガス漏れに気付いたときは、換気扇（電気器具その他）のスイッチの入・切をしない 爆発や引火の原因になります。
水ぬれ禁止	●製品を水につけたり、水をかけたりしない ショートや感電の原因になります。
分解禁止	●改造や分解はしない 火災・感電・けがの原因になります。
指示に従う	●交流100Vを使用する 直流や交流200Vを使用すると感電の原因になります。 ●異常・故障時には、直ちに使用を中止する そのまま、使用すると発煙・発火、感電、けがに至るおそれがあります。 〈異常・故障例〉 ●スイッチを入れても羽根が回転しない。 ●回転中に異常音や振動がする。 ●回転が遅いまたは不規則。（モーターはメンテナンスが必要な部品です。） ●こげ臭いにおいがする。 ●本体取付部に腐食・破損等がある。 等 ※すぐに分電盤のブレーカーを切って、工事店にお申しつけください。 ●お手入れの際は分電盤のブレーカーを切る 感電やけがの原因になります。

⚠注意	誤った取扱いをしたときに傷害または家屋・家財などの損害に結びつくもの

禁止	●本体に異常な振動が発生した場合は使用しない 本体・部品の落下によるけがの原因になります。 ●直接炎があたったり、油煙の多い場所や有機溶剤のかかる場所で使用しない 火災の原因になります。 ●塩害・温泉害の発生している場所で使用しない 本体・部品の落下によるけがの原因になります。
接触禁止	●運転中は羽根の中に指や物を入れない けがの原因になります。
指示に従う	●お手入れの際は手袋を着用する 着用しないとけがの原因になります。 ●部品の取付けは確実に行う 落下によるけがの原因になります。 ●長期間使用しない場合は、必ず分電盤のブレーカーを切る 絶縁劣化による感電や漏電火災の原因になります。

ご使用にあたってのお願い

- 換気扇設置場所で中性以外の洗剤や消毒剤などを頻繁に使用すると寿命が短くなる場合があります。
- お手入れに下記の溶剤・洗剤を使用しないでください（中性洗剤をご使用ください）。
  シンナー、アルコール、ベンジン、ガソリン、灯油、スプレー、酸性洗剤、アルカリ性洗剤、化学ぞうきんの薬剤、クレンザーなどの研磨材入りの洗剤、殺菌剤、消毒剤など（異常音の発生、変質、変色、塗装はがれの原因）

使用方法

運転は壁のスイッチで運転開始と停止を行います。
（スイッチの工事がされていない場合は、分電盤のブレーカーを切る。）

お手入れ

- 安全にご使用いただくために、必ず定期的な点検（年１回程度）を行い、フード内のほこりづまりのひどい場合は清掃を行ってください。
- 防虫網にほこりや油が付着しますと風量低下や故障の原因となりますので、約3ヶ月に一度を目安に清掃を行ってください。

点検項目

- 異常音や振動がないか？
- 製品の取付け状態は正常であるか？
- 製品各部に著しいサビや塗装の浮きなどがないか？
- シール材、コーキング材に亀裂など、劣化していないか？

※点検の結果、異常が見つかった場合は、修理・部品（製品）の交換を工事店に依頼してください。

- 長い間ご使用の換気扇は、使用上支障がなくても安全のための点検（「愛情点検」を参照ください）をお願いします。

⚠警告

- モーター軸の樹脂製カバー（白色）は絶対に抜いたり、傷付けたりしないでください（感電やけがの原因になります。）
- フード内部のモーター固定部品に水をかけないでください（ショートや感電の原因になります。）

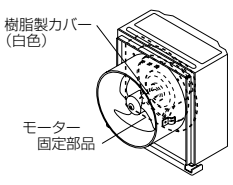

愛情点検

☆長年ご使用の換気扇の点検を！

ご使用の際このようなことはありませんか。			
	●スイッチを入れても羽根が回転しない。 ●運転中に異常音や振動がする。 ●回転が遅いまたは不規則。（モーターはメンテナンスが必要な部品です） ●こげ臭いにおいがする。 ●本体取付部に腐食、破損等がある。	使用中止	故障や事故防止のため、電源を切って必ず販売店にご連絡ください。 点検、修理に要する費用は販売店にご相談ください。

清　掃

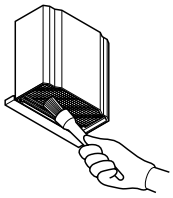

- フードの汚れは、ぬるま湯（40℃以上）に浸した布をかたくしぼってふいてください。
  フードの汚れのひどい場合は、薄めた中性洗剤を浸した布で汚れをふき取り、洗剤が残らないように乾いた布でよくふき取ってください。
- 吸込口・防虫網に付いたほこりは、ブラシなどで落としてください。
  ※金属のブラシ等、硬いブラシを使用すると、傷・サビの原因となりますので使用しないでください。

お願い

- 洗剤などをご使用の場合は中性洗剤をご使用ください。
- お手入れの際、モーター・羽根に衝撃を与えたり、モーター固定部品に無理な力をかけないでください。（故障や異常音発生の原因となります）

- フードは取りはずすこともできます。
  フード内部の汚れのひどい場合や、防虫網のほこりづまりのひどい場合は、掃除機等で吸い取ってください。

1. フードのはずしかた

- フード下部にある２本のフード固定ネジをはずし、フードを手前に持ち上げてはずす。
  ※ネジは着磁したドライバーに付かないため、紛失に注意してください。

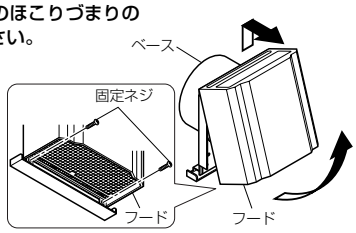

2. フードの取付け

1. フードをベース上部の引っ掛け部に引掛け、元通り取付ける。
   ※ 1.4N・m 以下の締付トルクで締め付けてください。
2. 取付け後、次の確認をする。
   （1）フードが確実に取付けられていますか。
   （2）異常な音が出ていませんか。
   （必ず運転をして確認してください）

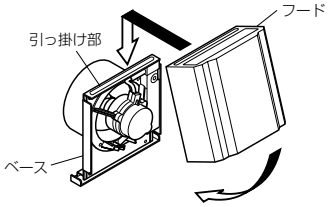

故障かな？と思ったら

- 次のような症状があれば点検してください。点検・処置をしても直らない場合、または下記以外の現象が生じた場合は、事故防止のため分電盤のブレーカーを切り、工事店にお申しつけください。

こんなとき	原　因	点検・処置
スイッチを入れても羽根が回転しない	分電盤のブレーカーが切れていませんか	「入」にします
運転中に異常音や振動がする 吸い込みが弱い	フード・フードベースが確実に取付けられていますか	取付け直します
	フード・モーター固定部品にほこり・異物がつまっていませんか 吸込口（グリル）にほこりがつまっていませんか	清掃します
羽根が逆転する、回転が遅い、または不規則	外風の影響にて発生する可能性があります	無風状態で確認します

- モーターの軸受は回転がなじんで時間が経つにつれ、音が変化することがありますが異常ではありません。

アフターサービス

DAIKEN〈エアスマート〉専用部材のアフターサービスは、工事店かお近くの大建工業各営業所にご連絡ください。

■補修用性能部品の保有期間
当社は、この換気扇の補修用性能部品を製造打切り後６年保有しています。
補修用性能部品とは、その製品の機能を維持するために必要な部品です。

仕　様

電圧100V

形　名	周波数（Hz）		消費電力（W）	風量（m³/h）	室外騒音（dB）	室内騒音（dB）	質量（kg）
SB0455-10	50	①	6.0	64	32	33	0.9
		②	−	43	31	31	
	60	①	6.4	76	36	37	
		②	−	51	35	36	

※①は製品単体、②はプッシュ式レジスター11型SB0417-51（フィルターなし・全開）組合せの値です。
特性はJIS C 9603に基づく。ただし、室内騒音は壁厚150㎜時の無響室における、室内側開口部正面、左右1mの騒音値の平均値です。

長期使用製品安全表示制度に基づく本体表示について

〔本体への表示内容〕
※経年劣化により危害の発生が高まるおそれがあることを注意喚起するために電気用品安全法で義務付けられた右の内容を本体に表示しています。

⚠
【製造年】本体に西暦４ケタで表示してあります
【設計上の標準使用期間】15年
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

■標準使用条件　JIS C 9921-2による

環境条件	電　圧	単相100V	
	周波数	50Hzおよび60Hz	
	温　度	20℃	JIS C 9603から引用
	湿　度	65%	
	設置条件	標準設置	据付説明書による
負荷条件		定格負荷	取扱説明書の「**仕様**」による
想定時間	1年間の使用時間	換気時間a） 台　所　2410時間/年 居　室　2193時間/年 トイレ　2614時間/年 浴　室　1671時間/年	
注a）24時間換気のものは、8760時間/年とする。			

〔設計上の標準使用期間とは〕
※運転時間や温湿度など、標準的な使用条件（上表による）に基づく経年劣化に対して、製造した年から安全上支障なく使用することができる標準的な期間です。
※本製品の設計上の標準使用期間は、製造年を始期とし、JIS C 9921-2に基づいて上記の想定時間を用いて算出したもので、無償保証期間とは異なります。また、偶発的な故障を保証するものでもありません。
●「経年劣化」とは長期間にわたる使用や放置に伴い生ずる劣化をいいます。

■お問い合わせ窓口■

札幌営業所	〒060-0031	北海道札幌市中央区北1条東7丁目1－8	011-207-5330
函館事務所	〒041-0805	北海道函館市赤川1丁目16－14	0138-47-7191
札幌特販営業所	〒060-0031	北海道札幌市中央区北1条東7丁目1－8	011-207-5330
旭川営業所	〒070-0031	北海道旭川市1条通10丁目右7号（ﾀｶｸﾜｸﾞﾚｰｽﾋﾞﾙ1F）	0166-24-1377
帯広事務所	〒080-0010	北海道帯広市大通南16－12－1（ｾﾝﾀｰｼﾃｨ5 1F）	0155-25-8421
盛岡営業所	〒020-0851	岩手県盛岡市向中野字千刈田50-1 ゴードンB	019-636-1161
秋田事務所	〒010-0951	秋田県秋田市山王6－11－7（ﾚｼﾞﾃﾞﾝｽこまち1F）	018-862-4441
仙台営業所	〒982-0031	宮城県仙台市太白区泉崎1丁目34－8	022-243-6621
山形事務所	〒990-0056	山形県山形市松波1丁目15－31（ｱﾋﾞﾀｼｵﾝ(Ⅱ)103号）	023-632-2711
東北特販営業所	〒982-0031	宮城県仙台市太白区泉崎1丁目34－8	022-243-6621
青森営業所	〒030-0113	青森県青森市堤町2丁目1-7（TAP堤町ビル6F）	017-735-8811
郡山営業所	〒963-0111	福島県郡山市安積町荒井字洞田4－1（辰三共栄ﾋﾞﾙA棟2F）	024-946-7211
新潟営業所	〒950-0993	新潟県新潟市中央区上所中1丁目13番8号	025-285-5887
信越特販営業所(新潟)	〒950-0993	新潟県新潟市中央区上所中1丁目13番8号	025-285-5887
長野営業所	〒381-0022	長野県長野市大字大豆島4177－3	026-222-6311
信越特販営業所(長野)	〒381-0022	長野県長野市大字大豆島4177－3	026-222-6311
長岡営業所	〒940-0086	新潟県長岡市西千手1丁目11番31号	0258-33-5734
松本事務所	〒390-0852	長野県松本市島立647－2（山田ビル2F）	0263-40-0370
宇都宮営業所	〒321-0967	栃木県宇都宮市錦3丁目6番20号	028-621-6431
宇都宮特販営業所	〒321-0967	栃木県宇都宮市錦3丁目6番20号	028-621-6431
埼玉営業所	〒330-0852	埼玉県さいたま市大宮区大成町3－530－1（日の出ﾋﾞﾙ2F）	048-669-0660
熊谷事務所	〒360-0037	埼玉県熊谷市筑波1丁目14番1号（岩伸ﾋﾞﾙ2F）	048-527-5601
群馬営業所	〒370-0841	群馬県高崎市栄町15番9号（きむらﾋﾞﾙⅡ 2F－C号）	027-321-5511
東京営業所	〒101-8950	東京都千代田区外神田3丁目12番8号（住友不動産秋葉原ﾋﾞﾙ4F）	03-6271-7731
山梨事務所	〒409-3866	山梨県中巨摩郡昭和町西条3801－1	055-275-7931
横浜営業所	〒231-0023	神奈川県横浜市中区山下町223-1（NU関内ﾋﾞﾙ5F）	045-222-4781
平塚事務所	〒254-0044	神奈川県平塚市錦町17-2（Sﾋﾞﾙ4F）	0463-20-4771
相模原事務所	〒252-0143	神奈川県相模原市緑区橋本6-5-10（中屋第2ﾋﾞﾙ5F H号室）	042-770-9130
多摩営業所	〒185-0003	東京都国分寺市戸倉2－27－6	042-571-3434
水戸営業所	〒310-0836	茨城県水戸市元吉田町1160－17（ｸﾞﾚｰｽﾋﾙｽﾞﾏﾝｼｮﾝ1F）	029-248-8511
つくば事務所	〒305-0005	茨城県つくば市天久保2丁目21－3	029-849-2344
千葉営業所	〒260-0045	千葉県千葉市中央区弁天1丁目32番8号（ＫＴﾋﾞﾙ2F）	043-287-8491
我孫子事務所	〒270-1166	千葉県我孫子市我孫子1丁目4番3号（石井ﾋﾞﾙ1F）	04-7183-4070
静岡営業所	〒422-8063	静岡県静岡市駿河区馬渕4丁目2番地25号	054-288-3881
名古屋営業所	〒460-0008	名古屋市中区栄1丁目3番3号（AMMNATﾋﾞﾙ14F）	052-205-5811
三河事務所	〒444-0044	愛知県岡崎市康生通南3丁目11番地（岡崎東ﾋﾞﾙ6F）	0564-65-8681
岐阜事務所	〒501-6002	岐阜県羽島郡岐南町三宅9丁目123－1（NTﾋﾞﾙ1F）	058-246-6752
名古屋特販営業所	〒460-0008	名古屋市中区栄1丁目3番3号（AMMNATﾋﾞﾙ14F）	052-205-5811
浜松営業所	〒430-0939	静岡県浜松市中区連尺町307－14（浜松連尺ﾋﾞﾙ7F）	053-458-5751
三重営業所	〒514-0004	三重県津市栄町4丁目174	059-226-7073
金沢営業所	〒920-0024	石川県金沢市西念1丁目2番11号	076-262-3211
富山事務所	〒939-8251	富山県富山市西荒屋538-1	076-429-7250
福井事務所	〒918-8231	福井県福井市問屋3丁目501番地	0776-26-8508
北陸特販営業所	〒920-0024	石川県金沢市西念1丁目2番11号	076-262-3211
大阪営業所	〒530-8210	大阪府大阪市北区堂島1丁目6番20号（堂島アバンザ22F）	06-6452-6200
和歌山事務所	〒640-8323	和歌山県和歌山市太田1丁目11番13号（OEﾋﾞﾙ3F）	073-473-8090
大阪特販営業所	〒530-8210	大阪府大阪市北区堂島1丁目6番20号（堂島アバンザ22F）	06-6452-6220
兵庫営業所	〒650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通2丁目1番2号（共栄ﾋﾞﾙ3F）	078-321-1822
姫路駐在	〒670-0955	兵庫県姫路市安田4丁目88番地 （姫路新興ﾋﾞﾙ501号）	0792-24-8860
京都営業所	〒600-8107	京都府京都市下京区五条通室町西入ル東錺屋町173番地（高橋第6ﾋﾞﾙ5F）	075-341-8151
沖縄営業所	〒901-2132	沖縄県浦添市伊祖2丁目1番地2号（ﾀﾊﾞﾋﾞﾙ1F）	098-879-4916
リモデル営業所	〒530-8210	大阪府大阪市北区堂島1丁目6番20号（堂島アバンザ22F）	06-6452-6171
広島営業所	〒734-0014	広島市南区宇品西4丁目1－36	082-505-2525
福山駐在	〒721-0975	広島県福山市西深津町2-1-6（ﾒｿﾞﾝｱﾙｶﾃﾞｨｱ西深津808号）	084-924-7196
山口事務所	〒754-0014	山口県山口市小郡高砂町3番26号（ﾅｶﾞｵﾋﾞﾙ402号）	083-974-0303
広島特販営業所	〒734-0014	広島市南区宇品西4丁目1－36	082-505-2525
岡山営業所	〒702-8045	岡山県岡山市南区海岸通2丁目5番8号	086-262-2271
岡山特販営業所	〒702-8045	岡山県岡山市南区海岸通2丁目5番8号	086-262-2271
高松営業所	〒760-0079	香川県高松市松縄町49－12	087-866-8500
高知駐在	〒780-0072	高知県高知市杉井流6番6号	088-885-6202
高松特販営業所	〒760-0079	香川県高松市松縄町49－12	087-866-8500
松山営業所	〒790-0053	愛媛県松山市竹原2丁目1－33(ｻﾝﾗｲﾄ竹原102号)	089-945-8569
徳島営業所	〒770-0847	徳島県徳島市幸町2－19（妙見ﾋﾞﾙ2F）	088-622-6261
福岡営業所	〒812-0042	福岡県福岡市博多区豊1丁目4番32号	092-413-2345
北九州事務所	〒802-0001	福岡県北九州市小倉北区浅野2丁目18番15号（MOビル405号）	093-522-1224
長崎事務所	〒854-0061	長崎県諫早市宇都町5－22（ﾌﾟﾚｻﾞﾝﾄ宇都1Ｆ）	0957-35-0161
大分事務所	〒870-0025	大分県大分市顕徳町3丁目1－16（ｱｸｾｽ21 116号）	097-533-8701
福岡特販営業所	〒812-0042	福岡県福岡市博多区豊1丁目4番32号	092-413-2345
熊本営業所	〒862-0959	熊本県熊本市白山1丁目2-7（ﾗﾃﾞｨｴﾝｽﾋﾞﾙ1F）	096-372-5211
南九州特販営業所	〒862-0959	熊本県熊本市白山1丁目2-7（ﾗﾃﾞｨｴﾝｽﾋﾞﾙ1F）	096-372-5211
鹿児島営業所	〒890-0052	鹿児島県鹿児島市上之園町21番地4（ｻﾝｸﾁｭｱﾘｰ上之園1F）	099-254-8300
宮崎駐在	〒880-0879	宮崎県宮崎市宮崎駅東3丁目6番地14	0985-26-5908
東部住宅営業部	〒101-8950	東京都千代田区外神田3丁目12番8号（住友不動産秋葉原ﾋﾞﾙ4F）	03-6271-7721
集合住宅営業部	〒101-8950	東京都千代田区外神田3丁目12番8号（住友不動産秋葉原ﾋﾞﾙ4F）	03-6271-7751
リモデル営業部	〒101-8950	東京都千代田区外神田3丁目12番8号（住友不動産秋葉原ﾋﾞﾙ4F）	03-6271-7761
東部販売促進部	〒101-8950	東京都千代田区外神田3丁目12番8号（住友不動産秋葉原ﾋﾞﾙ3F）	03-6271-7601
リテール営業部	〒101-8950	東京都千代田区外神田3丁目12番8号（住友不動産秋葉原ﾋﾞﾙ5F）	03-6271-7755
西部住宅営業部	〒530-8210	大阪府大阪市北区堂島1丁目6番20号（堂島ｱﾊﾞﾝｻﾞ 22F）	06-6452-6232
大阪販売促進部	〒530-8210	大阪府大阪市北区堂島1丁目6番20号（堂島ｱﾊﾞﾝｻﾞ 22F）	06-6452-6272

保証書

本保証書は、本書記載の内容で無料修理を行うことをお約束するものです。取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書による正常なご使用状態で、お買上げの日から下記の期間中に故障した場合には、工事店にご依頼ください。
無料修理をさせていただきます。
●本書の※印欄に記入のない場合は、有効となりませんので、直ちに工事店にお申し出ください。
●本書は再発行しませんので紛失しないよう大切に保管してください。
●本書は日本国内においてのみ有効です。
Effective only in Japan.

<table>
<tr><td>品番</td><td></td><td>保証期間
(お買い上げ日より)</td><td>本体1年間</td></tr>
<tr><td rowspan="3">※お客様</td><td>お名前

様</td><td>お買い上げ日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ご住所　〒

電話　　(　　)</td><td>※工事店名
販社名</td><td></td></tr>
<tr><td>工事店名
※住所
店名</td><td>印
または
サイン

電話　　(　　)</td></tr>
</table>

‹ 無料修理規程 ›

1．保証期間内に故障して、無料修理をご依頼の場合、工事店にご依頼の上、出張修理に際して本書をご提示ください。なお、離島または離島に準じる遠隔地への出張修理を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます。

2．ご贈答品等で本書に記載してある工事店に修理がご依頼できない場合には、取扱説明書記載の大建工業各営業所へご相談ください。

3．保証期間内でも次の場合には有料修理になります。

（イ）ご使用上の誤り、および不当な修理や改造による故障および損傷。

（ロ）お買上げ後の取付場所の移動、落下などによる故障および損傷。

（ハ）火災、地震、風水害、落雷その他の天災地変、公害や異常電圧による故障および損傷。

（ニ）本書にご愛用者名、お買上げ日、工事店名の記入のない場合あるいは字句を書き替えられた場合。

（ホ）一般用以外（車両・船舶への搭載など）に使用された場合の故障および損傷。

修理実施日	修理内容	サービス員氏名

◎この保証書は、本書に明示した期間、条件のもとにおいて無料修理をお約束するものです。したがってこの保証書によってお客さまの法律上の権利を制限するものではありませんので保証期間経過後の修理等についてご不明の場合は、工事店または大建工業各営業所にご相談ください。

◎保証期間経過後の修理、補修用性能部品の保有期間につきましては裏面をご覧ください。

お客さま メモ
サービスを依頼されるとき便利です。

形　　名	SB0455-10
お買上げ年月日	年　　月　　日
工事店名 (住　　所) (電話番号)	(　　)

この製品には地球環境保護の一環として再資源化ができるように主なプラスチック部品に材質名を表示しています。
（材質名は主材料にISO規定の略語を使用。）

DAIKEN 大建工業株式会社

本社：〒530-8210　大阪市北区堂島1丁目6番20号　堂島アバンザ22F

お問い合わせ
建築音響部　サウンドセンター
（東京）電話（03）6271-7785（岡山）電話（086）262-0198